

令和 7 年 4 月

事業者の皆様

旭川市水道局経営企画課

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置
及び旭川市水道局建設工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項の取扱いについて

旭川市水道局では、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用について、「旭川市水道局建設工事請負契約約款」（以下「工事契約約款」という。）第 6 2 条（補則）、「旭川市水道局土木設計業務委託契約約款」（以下「土木設計契約約款」という。）第 5 6 条（補則）及び「旭川市水道局調査、測量業務委託契約約款」（以下「測量業務契約約款」という。）第 5 7 条（補則）を適用する特例措置並びに工事契約約款第 2 5 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用する取扱いについて、次のとおりとしますのでお知らせします。

1 取扱内容

(1) 工事契約約款第 6 2 条（補則）を適用する特例措置の取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降に請負契約を締結した建設工事のうち、令和 6 年度公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて措置対象とします。

(2) 土木設計契約約款第 5 6 条（補則）及び測量業務契約約款第 5 7 条（補則）を適用する特例措置の取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降に委託契約を締結した業務委託のうち、令和 6 年度設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについて措置対象とします。

(3) 工事契約約款第 2 5 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用する取扱い

令和 7 年 2 月 2 8 日以前に請負契約を締結した建設工事について措置対象とします。

3 請求方法

措置対象となる建設工事（業務委託）については、工事監督員（業務担当職員）を通じて措置対象である旨を案内しますので、その案内に基づき請負代金額（業務委託料）の変更請求を行ってください。